

会員各位

「栄養・食糧学基金」の助成対象者の募集

公益社団法人日本栄養・食糧学会

本年度も栄養・食糧学基金の助成対象者を募集いたしますので、以下の募集要項をご覧の上、ご応募くださるようお願いいたします。

<募集要項>

趣 旨：

本基金は栄養学・食糧学の基盤を確立する基礎および応用面における研究活動、および、栄養学・食糧学における国際的学術交流を積極的に支援することを目的とする。したがって、研究助成・若手研究助成の部と国際交流助成の部からなる。研究助成については複数年度にわたって重点分野を設定する。

審査機構：

研究助成の応募審査においては、学会活動強化委員会が審査した結果に基づき、授賞等選考委員会の議を経て理事会が決定する。なお学会活動強化委員会は複数の専門家に予備審査を委嘱することができる。

申請書請求先および送付先：

〒171-0014 東京都豊島区池袋 3-60-5 フェイヴァーフィールド 池袋 B03 号

公益社団法人日本栄養・食糧学会事務局

TEL：03-6902-0072

FAX：03-6902-0073

E-mail：eishokujimu@jsnfs.or.jp

A 研究助成

1. 研究分野

重点分野は下記のとおりである。

課題1：生活習慣病、フレイルの予防と治療に関する栄養・食糧学的研究

課題2：健康寿命の延伸と新たな健康課題の解決に資する食品開発に関する研究

2. 助成対象

研究代表者は、令和8年3月31日の時点で、日本栄養・食糧学会において3年以上の正会員歴を有し、かつ満50歳未満であって上記の重点分野における研究課題に関する研究実績のある会員。但し、出産・育児で休職された期間がある場合、1産につき1年間、対象年齢を追加するものとする。

3. 助成金額および件数

原則として1研究課題あたり100万円とする。2件以内を募集する。

4. 助成期間

助成期間は1年間とする。ただし、くり返し申請することを妨げない。

5. 応募の方法

応募者本人が所定の申請書（本学会ホームページからもダウンロード可能）に記入して、令和7年10月15日（水）（必着）までに公益社団法人日本栄養・食糧学会長宛に送付する。その際、論文別刷りなど関係する資料を添付すること。申請書については、別途メールでも送付すること。また、論文別刷りなど関係する資料もPDF化して、別途メールでも送付する。

6. 報告の義務

助成年度末までに成果報告書、助成金の使途について所定の用紙を用いた報告を会長宛に提出するものとする。また、日本栄養・食糧学会誌（ミニレビューを含む）もしくは Journal of Nutritional Science and Vitaminology へ寄稿するものとする。原稿作成に関する規程ならびに締切については、学会誌編集事務局より別途通知する。

なお、本助成金による研究成果の公表に当たっては、謝辞を付すること（例えば、「本研究は公益社団法人日本栄養・食糧学会の栄養・食糧学基金の援助を受けて行ったものである」あるいは「This research is supported (in part) by the Nutrition and Food Science Fund of Japan Society of Nutrition and Food Science.」）。

B 若手研究助成

1. 趣旨

栄養科学、食糧科学に関連する大学、研究機関等の若手研究者を奨励することを目的とする。

2. 助成対象

令和 8 年 3 月 31 日の時点で、日本栄養・食糧学会において 3 年以上の会員歴を有する正会員で、かつ満 34 歳未満の大学および研究機関の研究者。但し、出産・育児で休職された期間がある場合、1 産につき 1 年間、対象年齢を追加するものとする。

3. 助成金額および件数

原則として、助成金額は 1 件 50 万円、3 件以内とする。

4. 助成期間

助成期間は 1 年間とする。ただし、くり返し申請することを妨げない。

5. 応募の方法

応募者本人が所定の申請書（本学会ホームページからもダウンロード可能）に記入し令和 7 年 10 月 15 日（水）（必着）までに公益社団法人日本栄養・食糧学会長宛に送付する。その際に論文別刷など関係する資料を添付すること。申請書、推薦書については、別途メールでも送付すること。また、論文別刷りなど関係する資料も PDF 化して、別途メールでも送付する。

6. 助成金の使途

助成金は、研究費、旅費、学会参加費に使用可能とする（ただし、国内での旅費および学会参加費は日本栄養・食糧学会年次大会および支部大会のみ使用可能とする。また、栄養科学、食糧科学関連の国際会議は使用可能とする。申請書に記述のこと）。

なお、個人経理は行わないこと。

7. 報告の義務

助成年度末までに成果報告書、助成金の使途について所定の用紙を用いた報告を会長に宛提出するものとする。また、日本栄養・食糧学会誌（ミニレビューを含む）もしくは Journal of Nutritional Science and Vitaminology へ寄稿するものとする。原稿作成に関する規程ならびに締切については、学会誌編集事務局より別途通知する。

なお、本助成による研究成果の公表に当たっては、謝辞を付すること（例えば、「本研究は公益社団法人日本栄養・食糧学会の若手研究助成の援助を受けて行ったものである」あるいは「This research is supported (in part) by Grant for Young Scientists of Japan Society of Nutrition and Food Science.」）。